

面会に関する規定

1. 基本方針

当院では、入院中の患者様のご家族と面会することは、患者様の尊厳を保持し療養生活の質を向上させるだけでなく、住み慣れた地域への円滑な在宅復帰を支援するうえで極めて重要であると考えます。そのため原則として、感染対策等の正当な理由なく面会を妨げることはいたしません。

2. 通常時の面会について

- ・面会時間：9：00～11：00、13：00～17：00
(昼食の妨げにならない範囲で、患者様の生活リズムを尊重した時間設定とする。)
ただし、ご家族のご都合にあわせて17：00～19：00は洗濯物交換のみ対応する。
- ・面会場所：各病室または病棟デイルーム
- ・留意事項：面会時には他の患者様の安静を妨げないよう配慮をお願いします。
1度の面会は3名までとし、未就学児以下は面会不可。

3. 面会の制限について

以下のような「正当な理由」がある場合に限り、やむを得ず面会を制限する。

- ・新型コロナウイルス感染症などの感染症が地域または院内で拡大している場合。
- ・当院の職員が多数感染し、安全な医療提供体制の継続に支障が生じる場合。
- ・患者様、ご家族からの申し出による場合。
- ・その他、感染防止対策委員会等が患者様の安全を守るために制限が必要と判断した場合。

4. 制限実施時の配慮

面会を制限する場合であっても、一律に禁止するのではなく、以下のように必要以上に厳格なものとならないよう柔軟に対応する。

- ・タブレット端末等を利用したオンライン面会
- ・病状等、個別の事情に応じた特別面会の実施
- ・状況が改善した場合には速やかに制限を解除または緩和することを検討する

5. 規定の見直しと周知

本規定は、社会情勢や感染症の発生状況を踏まえ、定期的に内容の見直しを行う。最新の面会規定については、病院内および病院ウェブサイトに掲示し、患者様およびご家族へ周知する。

八千代リハビリテーション病院

作成日：令和8年6月1日